

会長	局長	係長	課員	課員

令和2年度 〔天城町農業委員会〕 7月定例総会議事録

署名委員 仲 公男

署名委員 若山 秀也

天城町農業委員会 7 月定例総会議事録

1 開催日時 令和 2 年 7 月 15 日 (水) 13 時 30 分

2 場 所 天城町役場 庁議室

3 出席委員 19 名

番号	集 落	氏 名	番号	集 落	氏 名
1	与名間	前田 真智子	11	平土野	里村 清志
2	松原西区	中島 正博	12	兼久	朝木 学
3	松原上区	麓 福太郎	13	兼久	平野 勝哉
4	松原上区	久田 安枝	14	兼久	中磯 朋美
5	前野	富山 良一	15	瀬滝	木村 憲一郎
6	岡前	岡本 哲二	16	瀬滝	田原 廣秀
7	浅間	榮 徳男	17	当部	岩元 聡
8	浅間	勝尾 真一	18	西阿木名	仲 公男
9	天城	貞岡 孝治	19	三京	若山 秀也
10	天城	貞山 博一			

4 欠席委員 なし

5 事務局 2 名

番号	役 職	氏 名	番号	役 職	氏 名
1	事務局長	伊地知 隆治	2	主幹係長	貞岡 学

6 参加者 1 名

番号	所 属	氏 名	番号	所 属	氏 名
1	事務局	高野 秀作			

7 会次第

(1) 会長あいさつ

(2) 議事事項

- ・議事録署名委員の指名について
- ・会期の決定について
- ・議案第 8 号 農地法第 3 条許可申請について
- ・議案第 9 号 農地法第 4 条許可申請について
- ・議案第 10 号 農地法第 5 条許可申請について
- ・議案第 11 号 農業振興地域整備計画の変更許可申請について
- ・議案第 12 号 天城町農業委員会会議規則の一部改正について

(3) 報告事項等

開会 13時30分

議長
(木村会長)

ただいまの出席委員は19人です。
過半数以上なので、本定例総会は成立いたしました。
これから令和2年7月天城町農業委員会定例総会を開会します。
それでは、議事日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、会議規則第18条の規定により、仲委員と若山委員を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題とします。
本日の定例総会の会期は、日程通知の通り、本日1日にしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。
よって、本定例総会の会期は、本日1日と決定しました。
次に、本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定しております。これに、ご異議はありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。
日程第3、議案第8号農地法第3条許可申請についてを議題とします。
事務局へ議案第8号、申請番号45から50の朗読および説明を求めます。

貞岡主幹 (事務局の朗読および説明。)

議長
それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。
まず、順次譲受人、譲渡人、土地の順にそれぞれ報告をお願いします。
申請番号45について担当委員の調査報告を求めます。
岡本委員。

岡本委員
申請番号45に関して報告します。
譲受人と譲渡人の縁故はありません。
場所は、西郷公園に上る階段そばの住宅裏手になります。
両人数年前より話し合いにて、売買の話はすんでおり、今回正式な手続を行うため、申請を行ったとのこと。
当該土地の周辺に農地はなく境界等、問題等はないと思います。皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議長
これから、本案に対する質疑に入ります。
(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)
質疑なしと認めます。
これから、議案第8号申請番号45について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

挙手多数。

議長 よって、議案第8号申請番号45については、審議の結果、これを認めることに決定しました。
次に、申請番号46について担当委員の調査報告を求めます。
中島委員。

中島委員 申請番号46に関して説明します。
譲受人と譲渡人の親子になります。調査日は6月29日18時頃です。
場所は松原西区より基幹農道へ入り700メートルほど向かった右手の2筆になります。
譲渡人が高齢のため、子へ譲るとのことで、この申請を行っております。
現在、牧草を植えています。
皆様方の審議の程、よろしくお願ひします。

議長 これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。
これから、議案第8号申請番号46について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

挙手多数。

よって、議案第8号申請番号46については、審議の結果、これを認めることに決定しました。
次に、申請番号47について、担当委員の調査報告を求めます。
貞岡委員。

貞岡委員 申請番号47に関して説明します。
譲受人と譲渡人の関係は譲渡人の子の妻の兄になります。6月29日14時頃に調査を行いました。
場所は、天城集落より、轟方向への県道をすすみ、天城集落の民家が終わり、畑総合整備事業を行った境の東側に山手へ上る道がありますがそこを登り、突き当たりを右手に曲がりその道の突き当たり正面にある畑になります。
現在は、牧草を植えております、牛を増やすために今回の申請に至ったそうです。畑総を行った地区であり、境界等もはっきりしているので問題等はないと思います。皆様方の審議の程、よろしくお願ひします。

議長 これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。
これから、議案第8号申請番号47について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

挙手多数。

よって、議案第8号申請番号47については、審議の結果、これを認めることに決定しました。
次に、申請番号48について担当委員の調査報告を求めます。
中島委員。

中島委員 申請番号48に関して説明します。
譲受人と譲渡人の縁故関係はありません。

場所は、参考資料 4 ページ松原袋の中央道を東へ向かうとクロスコントリへ向かう十字路があります。そこを南へ向かうと松原上区へと抜ける登り坂がございます。そちらの坂を登った高台になっている場所になります。昭和 35 年に売買の契約が成立していたとのことですが、今回登記がまだなっていないことが分かり申請したものであります。譲渡人がサトウキビを作っています。

議 長

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。
これから、議案第 8 号申請番号 4 8 について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

挙手多数。
よって、議案第 8 号申請番号 4 8 については、審議の結果、これを認めることに決定しました。
次に、申請番号 4 9 について担当委員の調査報告を求めます。
貞岡委員。

貞岡委員

申請番号 4 9 に関して説明します。
譲受人は譲渡人の親子になります。
畑総事業の際に譲渡人に登記がされるという話と聞いていたが、実際にはされていなかったため、今回の申請を行っております。
場所は、県道から旧クリーンセンター入口より、右手の道へ入り 2 0 0 M ほど進んだ左右の畑 2 筆になります。
現在は牧草を植えております。
皆様方の審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。
これから、議案第 8 号申請番号 4 9 について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

挙手多数。
よって、議案第 8 号申請番号 4 9 については、審議の結果、これを認めることに決定しました。
次に、申請番号 5 0 について、担当委員の調査報告を求めます。
中島委員

中島委員

申請番号 5 0 に関して説明します。
譲受人と譲渡人は縁故関係はありません、友人であります。7 月 7 日に夕方に行行政書士と譲受人 3 人に現地調査確認を行いました。
場所は参考資料 6 ページ、松原横線より、天城岳入口付近にカラス小屋がございます。そちらから東へ 2 0 0 M ほどいき左手へ更に 2 0 0 M ほど左手畑になります。
バレイショを植えると譲受人より確認をしております。
皆様方の審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。
これから、議案第8号申請番号50について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

挙手多数。
よって、議案第8号申請番号50については、審議の結果、これを認めることに決定しました。

日程第4、議案第9号農地法第4条許可申請についてを議題とします。事務局へ議案第9号、申請番号51の朗読および説明を求めます。

貞岡主幹

(事務局の朗読および説明。)

議 長

それでは本案、申請番号51について、担当委員の調査報告を求めます。
田原委員。

田原委員

申請番号51について説明します。
当該土地は、令和2年3月に定例総会にて農業振興地域変更を承認され、鹿児島県の審査を得て、令和2年6月30日に町より決定の通知が届いた農地となっております。
7月6日申請にと共に現地確認をいたしました。
場所は、参考資料7ページの兼久小学校より東へ300Mほどいった先で左手にまがりその一つめの曲がり角をさらに左手にまがり100Mほど進んだ左側畑になります。
資料を確認したところ、隣接地などの同意・建築の計画等すべて問題ありませんでした。加えて、近隣には多数の住宅があることから、そちらも問題ないと思われまます。
皆様方の審議の程、よろしくお願いします。

議 長

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。
これから、議案第9号申請番号51について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

挙手多数。
よって、議案第9号申請番号51については、審議の結果、これを認めることに決定しました。なお、許可意見として県審議委員会に諮問いたします。

日程第5、議案第10号農地法第5条許可申請についてを議題とします。事務局へ議案第10号、申請番号52の朗読および説明を求めます。

貞岡主幹

(事務局の朗読および説明。)

議 長 それでは本案、申請番号52について、担当委員の調査報告を求めます。
勝尾委員、栄委員
栄委員 申請番号52に関して説明します。
7月1日午後2頃に調査確認しました。
こちらの申請は令和元年より、農業振興地域の変更申請を行っており、最近許可がおりたということで申請がでております。
現在この土地は牧草を作っておりますが、5条申請の許可がおりましたら、計画書のとおり住宅として工事着工の準備をすすめているところです。
場所は、参考資料8ページです。浅間のNガソリンスタンドより海側へ向かい、平和通りより手前100M程の右手の畑になります。
500M以下の土地であり、一般住宅も近隣にあり、住宅地の配置なども問題ないので申請は問題ないと思われまます。
皆様方の審議の程、よろしくお願ひします。

議 長 勝尾委員なにか補足説明はありませんか。

勝尾委員 ありません。

議 長 これから、議案第10号申請番号52について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

挙手多数。

よって、議案第10号申請番号52については、審議の結果、これを認めることに決定しました。なお、許可意見として県審議委員会に諮問いたします。

日程第6、議案第11号農業振興地域整備計画の変更許可申請についてを議題とします。事務局へ議案第11号、申請番号53及び申請番号54の朗読および説明を求めます。

伊地知事務局長 (事務局の朗読。)

吉岡主任 (農政課担当による説明)

議 長 それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。
申請番号53について担当委員の調査報告を求めます。
勝尾委員・貞山委員

勝尾委員 申請番号53について説明します。
参考資料9ページ基幹農道より浅間へ向かう先に申請人の牛小屋の裏手畑になります。
該当土地は一部スプリンクラーを設置しておりますが、申請地区は当初より、この申請を想定してスプリンクラーを設置しており、なんら問題ないと思われまます。
皆様方の審議の程、よろしくお願ひします。

議 長 これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めまます。

これから、議案第6号申請番号39について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」 挙手あり。)

議 長

挙手多数。
よって、議案第6号申請番号39については、審議の結果、これを認めることに決定しました。

勝尾委員

これから議案第6号申請番号40について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」 挙手あり。)

挙手多数。
よって、議案第6号申請番号40については、審議の結果、これを認めることに決定しました。
次に、申請番号41について、担当委員の調査報告を求めます。
貞岡委員。

議 長

申請番号41について説明します。
譲渡人譲受人は縁故関係はありません。6月4日14時頃に現地調査確認しました。
場所は、天城集落より轟線から北部地区への基幹農道への入口がありますがその入口左手の畑になります。参考資料13ページをごらんいただくと分かるかと思えます。
隣接地との境界については問題等はみられませんでした。
皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。
これから、議案第6号申請番号41について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」 挙手あり。)

挙手多数。
よって、議案第6号申請番号41については、審議の結果、これを認めることに決定しました。
次に、申請番号42及び43は一括議題といたします。担当委員の調査報告を求めます。
勝尾委員

議 長

申請番号42と43について説明します。
譲渡人譲受人は伯父甥の関係になります。6月4日14時頃に現地調査確認しました。

貞岡主幹

場所は、北中学校より西側へ向かい平和通りに入る手前右側の畑が1筆
浅間簡易郵便局山側へ入り突き当たりを30Mほど入った右手に1筆
申請番号43の場所は基幹農道を浅間入口より北へ向けビニールハウスがある畑を左手にまがり、500Mほどいった2筆になります。

議 長

申請番号42番の2筆現在サトウキビを43番の2筆は牧草を植えております。

勝尾委員

境界について問題等はみられませんでした。
皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

議 長
議 長

質疑なしと認めます。
これから、議案第6号申請番号42について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

挙手多数。
よって、議案第6号申請番号42については、審議の結果、これを認めることに決定しました。

これから議案第6号申請番号43について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

挙手多数。
よって、議案第6号申請番号43については、審議の結果、これを認めることに決定しました。

日程第4、議案第7号農地法第5条許可申請についてを議題とします。
事務局へ議案第7号、申請番号44の朗読および説明を求めます。

(事務局の朗読および説明。)

それでは、議案第7号申請番号44について、担当委員の調査報告を求めます。勝尾委員

勝尾委員

申請番号44について説明します。
場所は、徳之島空港側のOレンタカー会社の隣にあります土地になります。
空港の近くに駐車場を作るとのことです。周囲の同意もとれており問題は見られないです。
皆様方の審議の程、よろしくをお願いします。

議 長

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり。)

質疑なしと認めます。
これから、議案第7号申請番号44について、採決します。
お諮りします。
本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

挙手多数。
よって、議案第7号申請番号44については、審議の結果、これを認めることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。
本定例総会に付された案件は全て終了しました。
これで、本日の会議を閉じます。
令和2年7月天城町農業委員会定例総会を閉会します。

閉会 14時25分

天城町農業委員会会議規則第18条の規定によりここに署名いたします。

会 長 木村 憲一郎 印

署名委員 仲 公男 印

署名委員 岩元 聡 印